

参議院通商産業委員会議録第一号

昭和二十八年五月二十六日(火曜日)午後一時二十二分開会

委員氏名

理事

栗山

古池

小瀧

左藤

重宗

松平

西田

木下

小松

石川

正人君

源吉君

正雄君

清一君

中川

以良君

松本

米治君

正人君

隆男君

正雄君

義詮君

三郎君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

事務局側

國務大臣

通商産業大臣

臣官房長

白川

豊田

西田

海野

岸

豊田

雅孝君

隆男君

正人君

昇君

正雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

西川

弘平治君

酒井

利雄君

英三君

中川

以良君

昇君

正人君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

事務局側

國務大臣

通商産業大臣

臣官房長

白川

豊田

西田

海野

岸

豊田

雅孝君

隆男君

正人君

昇君

正雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

西川

弘平治君

酒井

利雄君

英三君

中川

以良君

昇君

正人君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

事務局側

國務大臣

通商産業大臣

臣官房長

白川

豊田

西田

海野

岸

豊田

雅孝君

隆男君

正人君

昇君

正雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

西川

弘平治君

酒井

利雄君

英三君

中川

以良君

昇君

正人君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

事務局側

國務大臣

通商産業大臣

臣官房長

白川

豊田

西田

海野

岸

豊田

雅孝君

隆男君

正人君

昇君

正雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

西川

弘平治君

酒井

利雄君

英三君

中川

以良君

昇君

正人君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

事務局側

國務大臣

通商産業大臣

臣官房長

白川

豊田

西田

海野

岸

豊田

雅孝君

隆男君

正人君

昇君

正雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

西川

弘平治君

酒井

利雄君

英三君

中川

以良君

昇君

正人君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

事務局側

國務大臣

通商産業大臣

臣官房長

白川

豊田

西田

海野

岸

豊田

雅孝君

隆男君

正人君

昇君

正雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

西川

弘平治君

酒井

利雄君

英三君

中川

以良君

昇君

正人君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

事務局側

國務大臣

通商産業大臣

臣官房長

白川

豊田

西田

海野

岸

豊田

雅孝君

隆男君

正人君

昇君

正雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

西川

弘平治君

酒井

利雄君

英三君

中川

以良君

昇君

正人君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

事務局側

國務大臣

通商産業大臣

臣官房長

白川

豊田

西田

海野

岸

豊田

雅孝君

隆男君

正人君

昇君

正雄君

英三君

黒川

武雄君

英三君

西川

弘平治君

酒井

利雄君

英三君

中川

以良君

昇君

正人君

良一君

進君

常任委員

専門員

山本友太郎君

できませんので、この点切に今まで以上のお情を賜りまして御支援を願いたいと存じます。これだけは切にお願いいたします。これを以て御挨拶に代えます。

健全なる発達に寄与しようというのが趣旨でございまして、その内容といたしましては、第一に国際的に供給が不足しておりますために条約でございますとか協定とかその他の国際間の取扱に

田際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案について提案の理由を改正する法律案について提案の理由を御説明申上げます。

この法律案の有効期限は、当初本年三月末日までとなつておりましたが、現下の国際需給事情の下におきましては、今年度も依然として国際的供給不足物資等の需給を調整する必要があると考えましたので、参議院の緊急集会において取りあえず有効期間を二ヵ月延長するための措置を講じました。

ところが、以下の審査事務に鑑みま

よりまして割当或いは使用の制限禁止等需給調整の措置をとつております物資。第二には国民経済の運行を確保するため輸入がどうしても必要であつて而も国際的には不足がちな物資で輸出国において輸出の制限が行われている物資。それから第三番目には国内において特に供給が不足する物資であつて需給調整を行わない場合には国民経済の正常な運営に支障が起る、かような物資につきまして割当或いは使用制限禁止等の措置がとれるというのが主たる法条の趣旨でございます。この法律

して、本法律は更に明年二月末日まで延長する必要があると考えられますので、改めて本法律案を提出いたします次第であります。

○委員長(中川以良君) それではこの
何とぞ慎重御審議の上、速かに可決
されんことをお願い申上げます。

法律につきましては先般当委員会において審議をいたしておりますのでございまして、新たにお出しになつた方がおられますので、本法律の大体の大要につきまして政府側から官房長からでも御説明を願つたらいいかと思いますが……。

○政府委員(石原武夫君)　それでは簡単に只今問題になつております法律の要点を御説明を申上げたいと思います。

この法律は国際的に供給が不足をいたしております物資等につきまして必要な需給調整を行いまして国民経済の

健全なる発達に寄与しようというのが趣旨でございまして、その内容といたしましては、第一に国際的に供給が不足しておりますために条約でございましてから第三番目には国内において特に供給が不足する物資であつて需給調整を行わない場合には国民经济の正常な運営に支障が起る、かような物資につきまして割当或いは使用制限禁止等の措置がとれるというのが主たる法案の趣旨でございます。この法律に基きまして現在或る特定の物資について需給調整を行なつておりますが、なお法律によりますと、一応割当を行ないますことのできます物資につきましては別表でこれを規定をいたしております。割当統制のできますものはニッケル及びニッケル含有物、コバルト及びコバルト含有物、三番目にタンクステン及びタンクステン含有物、四番目にセリブデン及びセリブデン含有物、五番目に白金及び白金含有物ということになつております。今申しました五品目のうち、初めの四つは国際的に割当の行われておる物資、先ほど申しました第一のカテーテリーに属する物資でございます。この法律に基きまして現行割当、配給及び使用制限等の措置を行なつておる物資といふことになつております。第五番目の白金につきましては輸出統制を行なつておるわけござりまするが、

そのうち割当配給を行なつております
るものは、輸入のニッケル地金、これ
はニッケルにつきましては御承知のよ
うに最近国産のニッケルがござります
が、国産のものは統制をいたしております
ませんが、輸入のニッケル地金、コバ
ルト地金、フェロタングステン、フェ
ロモリブデン、これらの四品種につき
まして割当を行なつております。それ
から使用制限をしておりますものにつ
きましては、ニッケル、コバルト、タ
ングステン、モリブデン等につきまし
てそれらの使用制限の規則を設けまし
てそれらの金属の合金等につきまして
も使用制限を下しました。
ただニッケルにつきましては需給状況
に鑑みましてその使用制限を一時停止
しておるという状況でございます。
以上が現在の我が國のこの法律に基
きます運用の状況でございますが、本
法律は主として国際的に供給不足の物
資を対象にいたしておるわけでござい
ます。この国際的な取扱と申しま
すが、この国際的な取扱と申しま
するか、さようなものといたしまして
は、御承知の通り一昨年の二月に国際
原料会議というものが設けられており
まして、それに基いて国際的な割当を
行なつておるわけでございますが、そ
の状況を極く簡単に御参考までに申上
げたいと思います。これは一昨年の二
月当初一つの中央の委員会と七つの物
資別の委員会で作られておりまして、
各委員会はその所管する物資につきま
して自由世界の生産拡大或いは利用の
向上、消費の節約というようなことに
つきまして必要な勧告をいたします
し、需給の特に逼迫しておるものにつ
いては特定の勧告を行なうということに
になつて設けられたものでございま

物資につきましてもだん／＼需給が緩和して参りましたので、その後一部廃止になつておるものもございます。当初設けられました七つの委員会及びその対象物資につきましては、第一番目が綿と綿のリンターの委員会、第二といたしまして羊毛の委員会、第三といたしましてバルブ及び紙の委員会、第四番目といたしまして、銅、鉛、亜鉛の委員会、五番目にマンガン、ニッケル、コバルトの委員会、六番目にタンゲステン、モリブデンの委員会、七番目に硫黄の委員会、この七つの委員会が順次できて参りましたのであります。が、そのうち初めの三つ、綿と羊毛とバルブ、紙、この三つはすでに需給の緩和が見られておりましたので、現在すでに廃止になつております。それから極く最近本年三月末日現在で硫黄の委員会、第七番目に申しました硫黄の委員会が、これも需給の状況が変りましたので廃止になつて、現在委員会が存続しておりますのは、銅、鉛、亜鉛が一つと、マンガン、ニッケル、コバルト、タンクステン、モリブデン、硫黄、かような三つの委員会がござります。なお今申しました残つておる委員会につきましても、今年の第一四半期からコバルト、タンクステンと鉛につきましては割当を中止いたしておりますというような状況になつております。御承知のように、これらの今まで統制しておりました物資につきましても、需給状況は漸次緩和をいたしておりますので、今後の推移によりまし

のと認めます。それでは次回は来る二十九日金曜日午後一時より開会いたすることにいたします。
それでは本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

一、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案の一部を改正する法律案

田際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の

一部を改正する法律案
国際的供給不足物資等の需給調

整に關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭和

二十七年法律第二十三号の一部を
次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十八年六月
一日」を「昭和二十九年四月一日」に
改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和二十八年六月一日印刷

昭和二十八年六月三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局